

令和5年12月6日

事業主様  
保険事務担当者様

ダイハツ系連合健康保険組合

## 健康保険組合への住所届出について

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国の「マイナンバーカードの保険証利用」推進のため、健康保険組合加入時の「住所届出」については、下記のとおりのお取扱いとなりますので、ご理解、ご協力の程お願いいたします。

### 記

- 変更点
  - (1) 健康保険組合への届出住所は「住民票に記載の住所」とする  
※現在は「居所住所」の届出をお願いしています。
  - (2) 住民票記載住所以外にお住まいの方  
新様式の「居所住所欄」に現在住んでいる住所も記載願います。  
※目的：健保組合の「保健事業案内」などに使用するため
- 変更理由
  - 届出マイナンバーの正確性確認のため（国との連携時）  
※本人確認を「漢字氏名・カナ氏名、生年月日、性別、住民票住所」で実施
- 開始日
  - 令和5年12月8日提出分から  
※健康保険法施行規則の一部を改正する省令施行日
- 対象の届出
  - 「被保険者資格取得届」・「被扶養者異動届」・「任意継続被保険者資格取得申請書」・「住所変更届」  
※別添「新様式」としました。「新様式」への切換えをお願いします。
- 特例
  - 海外在住者等、国内に住所を有しない方  
「住民票住所記載欄」に「海外在住」などの旨を記載

以上

※内容については別紙パンフレットも併せてご参照ください。